

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏 名 久慈港運株式会社 代表取締役 兼田 忠康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 南 敏幸



許可の年月日 令和元年 6月12日

許可の有効年月日 令和6年 6月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃石綿等
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 6月12日 当初許可

令和元年 6月12日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

（以下、裏面記載）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

copy